

参 考 资 料

群馬県障害者自立支援協議会の活動状況

- ◎群馬県障害者自立支援協議会では、相談支援体制の充実や病院からの退院促進などテーマに応じて「アドバイザー会議」や「サブ協議会」を立ち上げている。
- ◎また、市町村協議会との「打ち合わせ会議」で課題を共有・整理し、全県的な検討が必要なものについて、県障害者自立支援協議会（全体会議）で検討を行っている。

【今年度の主な活動状況】

平成28年 4月26日

アドバイザー会議【相談人材育成支援①】

【概要】

- ・県自立支援協議会の体制について
- ・相談支援体制について
- ・相談支援従事者研修（初任、現任、専門コース）について
- ・障害支援区分認定調査員等研修について

平成28年 5月24日

先進地視察（認定特定非営利活動法人よこはま 成年後見 つばさ）

【概要】

- ・「親なき後問題」の対応策の一環として、先進地視察を実施。「あんしんノート」作成の経緯や普及啓発の方法等について、意見交換を行った。

平成28年 6月 6日

アドバイザー会議【相談人材育成支援②】

【概要】

- ・相談支援従事者初任者研修について
- ・ファシリテーション研修について
- ・相談支援従事者現任研修・専門コース別研修について
- ・障害支援区分認定調査員研修及び市町村審査会委員研修について

平成28年 6月21日

サブ協議会【強度行動障害①】

【概要】

- ・ 自立支援協議会サブ協議会（強度行動障害）について
- ・ 強度行動障害児者に関する具体的な支援事例について
- ・ 強度行動障害に関する課題、解決策等の検討について

平成28年 7月 1日

第1回群馬県障害者自立支援協議会 打ち合わせ会議

【概要】

- ・ 障害者総合支援法等の改正について
- ・ 群馬県障害者自立支援協議会について
- ・ 市町村協議会の活動状況について
- ・ 各市町村協議会からの課題等について
- ・ その他
 - ① 群馬県地域生活定着支援センターについて
 - ② 今後のスケジュールについて

*市町村協議会からの課題等を中心に情報交換や協議を行ったほか、今年度の県自立支援協議会の取組予定や市町村協議会の活動状況について説明を行った。また、小澤会長より法改正の概要や国の動向について、県地域生活定着支援センターの高津所長から当センターの役割と矯正施設を退所した方の支援等について説明をいただいた。

平成28年 7月12日

第1回群馬県障害者自立支援協議会 全体会議

【概要】

- ・ 群馬県障害者自立支援協議会について
- ・ 障害者総合支援法等の改正について
- ・ 市町村協議会からの課題等について
- ・ 発達障害者への支援について
- ・ 第4期障害福祉計画の進捗状況について
- ・ その他今後のスケジュール など

*委員改選後の会議のため、始めに会長の選出及び副会長の指名を行った。

平成28年 7月20日

アドバイザー会議【相談人材育成支援③】

【概要】

- ・ファシリテーション研修実施状況について
- ・相談支援従事者初任者研修について
- ・相談支援従事者現任研修について

平成28年 8月 8日

サブ協議会【施設等人材育成充実①】

【概要】

- ・サービス管理責任者等研修について
- ・サービス管理責任者等・現任研修について など

平成28年 8月25日

サブ協議会【退院促進支援部会①】

【概要】

- ・第4期群馬県障害福祉計画について
- ・平成27年度精神障害者地域移行支援事業の実績報告について
- ・平成28年度事業計画及び平成29年度の事業の方向性について

平成28年 9月12日

サブ協議会【強度行動障害②】

【概要】

- ・のぞみの園における支援について（のぞみの園視察）
- ・委員から提出のあった課題に対する意見、解決策等について
- ・課題に対する解決策の検討について

平成28年 9月21日

アドバイザー会議【相談人材育成支援④】

【概要】

- ・相談支援従事者現任研修について
- ・相談支援従事者初任者研修実施状況について

平成28年10月21日

アドバイザー会議【相談人材育成支援⑤】

【概要】

- ・相談支援従事者現任研修について
- ・相談支援従事者専門コース別研修（フォローアップ・スキルアップ）について

平成28年12月 2日

アドバイザー会議【相談人材育成支援⑥】

【概要】

- ・平成29年度へ向けた相談支援従事者現任研修の振り返り
- ・相談支援従事者専門コース別研修（フォローアップ・スキルアップ）について

平成28年12月12日

【厚生労働省主催】地域生活支援拠点等整備促進のための全国担当者会議

【概要】

- ・第4期障害福祉計画期間中に整備を進めることとしている地域生活支援拠点等の整備を促進するため、先進事例の紹介及びグループワークによる意見交換を行った。会議の概要については、配布資料と併せて市町村へ情報提供を行った。

平成28年12月26日

「障害者の地域生活を考えるシンポジウム～障害者がずっと地域で暮らし続けるために～」を開催

【概要】

- ・障害者の「親亡き後」の課題に関心を持っていただくこと、グループホームでの生活を知っていただくことを目的としたシンポジウムを開催〔参加者：165名〕

【シンポジウム】

○第1部「基調講演」

- ・講師：根岸 満恵氏（認定特定非営利活動法人よこはま成年後見 つばさ）
- ・演題：「親なき後は親あるうちに～あんしんノートから成年後見制度まで～」
- ・内容：「あんしんノート」の作成経緯やその活用方法、成年後見制度の必要性やその利用等について講演。

○第2部「パネルディスカッション」

- ・テーマ：「グループホームで暮らすという選択」
- ・コーディネーター：小澤 温氏
- ・コメンテーター：根岸 満恵氏
- ・パネリスト：4名（GH利用者、その家族、支援者）
- ・内容：グループホームで生活している方を中心に、グループホームでの様子やグループホームでの暮らしを選んだ理由などについて意見交換が行われた。

平成29年 1月23日

第2回群馬県障害者自立支援協議会 打ち合わせ会議

【概要】

- ・第4期障害福祉計画の進捗管理について
- ・地域生活支援拠点等の整備状況について
- ・市町村協議会の取組について

*第4期障害福祉計画から導入されたPDCAサイクルによる調査、分析及び評価の実施状況や地域生活支援拠点等の整備に関する検討状況等について情報交換を行ったほか、今年度の市町村協議会の活動状況について報告、情報交換等を行った。

平成29年 2月 6日

アドバイザー会議【相談人材育成支援⑦】

【概要】

- ・平成28年度相談支援従事者スキルアップ研修実施状況について
- ・平成28年度相談支援従事者フォローアップ研修について
- ・平成29年度相談支援従事者初任者研修について
- ・相談支援従事者初任者・現任者研修アンケート調査について
- ・サービス等利用計画作成マニュアルについて

平成29年 2月13日

第2回群馬県障害者自立支援協議会 全体会議

【概要】

- ・群馬県障害福祉計画（第4期障害福祉計画）の進捗状況について
- ・平成30年度からの障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて
- ・群馬県障害者自立支援協議会の活動状況について
- ・平成29年度障害政策課の予算（案）について

*第4期障害福祉計画の進捗状況の報告及び意見聴取を中心に協議を行った。また、小澤会長より厚生労働省社会保障審議会障害者部会で検討されている基本指針の見直しについて説明をいただいた。

平成29年 3月 1日

アドバイザー会議【市町村協議会支援①】

【概要】

- ・各地域自立支援協議会への支援方針について
- ・平成29年度アドバイザー活動方針・配置計画について
- ・アドバイザー会議(相談人材育成支援)との連携について
- ・情報提供について など

平成29年 3月 3日

アドバイザー会議【相談人材育成支援⑧】

【概要】

- ・平成28年度相談支援従事者専門コース別研修について
- ・平成29年度相談支援従事者初任者研修について
- ・平成29年度相談支援従事者等研修について

平成29年 3月21日

サブ協議会【強度行動障害③】

【概要】

- ・本サブ協議会で検討された事項のまとめ
- ・次年度以降の協議会について

平成29年 3月10日

サブ協議会【施設等人材育成充実②】

【概要】

- ・サービス管理責任者等・現任研修の振り返りと来年度の開催について
- ・サービス管理責任者等研修の改正について
- ・来年度のサブ協議会の組織体制について など

平成29年 3月22日

サブ協議会【退院促進支援部会②】

【概要】

- ・平成28年度精神障害者地域移行支援事業報告について
- ・バリアフリーぐんまプラン7策定に向けて
- ・平成29年度予算及び事業について

群馬県障害者自立支援協議会設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、群馬県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に基づき、障害のある人が地域社会の中でより豊かに安心して暮らすための地域生活支援の推進に資するため、障害者等への支援体制の整備及び県全域の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する。

(委 員)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうち、20人以内の委員で構成する。

- (1) 相談支援事業、障害福祉サービス事業の従事者又は管理者
- (2) 保健・医療、福祉、雇用、教育等の関係者
- (3) 障害者関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市町村障害福祉担当の代表者
- (6) 関係行政機関の職員等

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(協議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 各地域の相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策の助言等に関すること。
- (2) 地域における関係機関のネットワーク構築の支援に関すること。
- (3) 地域における障害者等への支援に関する課題の情報共有に関すること。
- (4) 地域生活を支援するためのサービスや施設、その他の社会資源の活用及び充実に関すること。
- (5) 相談支援従事者等の人材育成・研修のあり方に関すること。
- (6) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (7) 県障害福祉計画の作成及び具体化に関すること。
- (8) その他、協議会が必要と認めること。

(会議)

第6条 協議会は会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

(サブ協議会)

第7条 協議会は、第5条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討、並びに特定課題の解決に向けた協議を行うため、分野又は地域を定めてサブ協議会を置くことができる。

2 サブ協議会に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は健康福祉部障害政策課に置く。

群馬県障害者自立支援協議会の活動イメージ

